

令和 7 年 第 6 回

羅臼町教育委員会議事録

令和7年第6回羅臼町教育委員会

1 日 時 令和7年5月28日（水） 14時30分～15時20分

2 場 所 羅臼町役場 3階会議室

3 出席者

教育長	石 崎 佳 典
委 員	佐々木 美 穂
委 員	小 林 真裕子
教育指導主幹	横 澤 英 三
学務課長	八 幡 雅 人
社会教育課長	長 岡 紀 文
総務管理係長	櫻 庭 千 尋

4 欠席者

委 員	葛 西 良 浩
委 員	芦 崎 拓 也

5 傍聴者

なし

6 議 題

議案 第17号	令和7年度一般会計補正予算について
議案 第18号	財産の取得について
議案 第19号	羅臼町招致外国青年就業規則の一部改正について
議案 第20号	羅臼町スポーツ文化活動派遣費助成規則制定について
報告 第7号	令和6年度一般会計補正予算（専決）について （令和7年第2回臨時会報告）
報告 第8号	新たな小学校及び幼稚園の校名・園名等について
報告 第9号	諸会議・諸行事について

7 その他

1. 教育指導主幹通信について

【開 会】

○石崎教育長

令和7年第6回教育委員会を開催致します。

本日午前中からの第1回羅臼町外部評価委員会、学校及び幼稚園訪問お疲れさまでした。訪問先では様々な説明を受け、外部評価委員の皆さんからご質問やご意見がありました。統合を控えている各小学校、各幼稚園の課題が見えたと思います。令和8年4月の統合ですので、円滑に一校一園化を迎えられたらと思っております。

本日は、葛西委員と芦崎委員が欠席となっておりますが、私を含め過半数である3名の委員の出席がありますので会議は成立となります。議事録署名委員の指名ですが、佐々木委員と小林委員にお願い致します。

議事の確認ですが、協議事項として、議案第17号「令和7年度一般会計補正予算について」、議案第18号「財産の取得について」、議案第19号「羅臼町招致外国青年就業規則の一部改正について」の3件を予定しており事前にご案内をしていましたが、追加議案として、議案第20号「羅臼町スポーツ文化活動派遣費助成規則制定について」を加え4件の協議事項とさせていただきます。報告事項につきましては、報告第7号「令和6年度一般会計補正予算（専決）について（令和7年第2回臨時会報告）」、報告第8号「新たな小学校及び幼稚園の校名・園名等について」、報告第9号「諸会議・諸行事について」の3件となっております。

それでは議事に入ります。

【議 事】

●議案 第17号 令和7年度一般会計補正予算について

○石崎教育長

議案第17号「令和7年度一般会計補正予算について」担当から説明をお願いします。

○学務課長

議案の1ページをお願い致します。議案第17号「令和7年度一般会計補正予算について」です。令和7年5月30日に開催される第3回臨時会に上程する補正予算です。

歳入です。GIGA端末更新に伴う補助金の財源及び科目変更のため、14款：国庫支出金、2項：国庫補助金、7目：教育費国庫補助金、事業名：公立学校情報機器整備費補助金、この歳入を道費に変更するため国庫支出金を11,600千円減額し、15款：道支出金、2項：道補助金、6目：教育費道補助金、事業名：公立学校情報機器整備費補助金に11,855千円を増額するものです。歳入と歳出の差額ですが、補助金の変更に伴う増額となっております。

16款：財産収入、1項：財産運用収入、1目：財産貸付収入、事業名：教員住宅貸付収入現年度分、補正内容は羅臼町有土地及び建物管理条例施行規則の一部改正により教職員住宅共用部（集合玄関及び浄化槽）の電気料を入居者から徴収するため、360千円を増額補正するものです。関連した歳出につきましては議案の2ページになります。8款：教育費、1項：教育総務費、3目：教職員厚生費、事業名：教職員住宅の管理に要する経費に396千円を増額するものです。条例施行規則の一部改正により電気料を町が支出するための財源として補正するものであります。

議案の1ページをお願い致します。歳出です。8款：教育費、1項：教育総務費、3目：義務教育振興費、事業名：教育コンピューターに要する経費、GIGA端末更新に伴う補助金の財源及び科目変更のためとなっており歳出増減はありません。

○石崎教育長

議案第17号「令和7年度一般会計補正予算について」説明ありました。ご意見やご質問等ありましたらお願い致します。

○全委員

意見、質問等は特になし。

○石崎教育長

議案第17号「令和7年度一般会計補正予算について」は可決とさせていただきます。

●議案 第18号 財産の取得について

○石崎教育長

議案第18号「財産の取得について」担当から説明をお願いします。

○学務課長

議案の3ページをお願い致します。議案第18号「財産の取得について」、次の物件を取得したいので意見を求めるものでございます。

1 取得物件はGIGAスクール端末317セット、内訳はiPad及び本体カバーそれぞれ317台です。2 取得の目的は、令和2年度に整備したGIGA端末は、経年により恒常的な容量不足に起因する諸問題が生じていることやバッテリー消耗率が高く、日常的な利活用に支障をきたしている。また、既存端末のライセンスの使用期限が令和7年度中に終了するため更新を行うものであります。3 取得価格は、18,341,620円です。4 取得の相手方は、札幌市中央区南1条西3丁目2番地 大丸株式会社 代表取締役 芦田昭彦となっております。この度のGIGA端末更新は、北海道内の参加自治体による共同調達により取得するものであり、北海道教育委員会が設置する北海道公立学校情報機器整備共同調達会議において入札及び落札した事業者から購入するものでありますので、ご理解を賜ります様よろしくお願い致します。

○石崎教育長

議案第18号「財産の取得について」説明ありました。ご意見やご質問等ありましたらお願い致します。

○全委員

意見、質問等は特になし。

○石崎教育長

令和2年度に整備し5年が経過するため機器を更新する内容となっております。

議案第18号「財産の取得について」は可決とさせていただきます。

●議案 第 19 号 羅臼町招致外国青年就業規則の一部改正について

○石崎教育長

議案第 19 号「羅臼町招致外国青年就業規則の一部改正について」担当から説明をお願いします。

○学務課長

議案の 4 ページをお願い致します。議案第 19 号「羅臼町招致外国青年就業規則の一部改正について」であります。羅臼町招致外国青年就業規則の一部を次のように改正したいので意見を求めるものでございます。改正理由は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、「懲役」及び「禁錮」を廃止して「拘禁刑（こうきんけい）」が創設されることとなったため、罰則を規定している羅臼町招致外国青年就業規則においても一部改正するものであります。改正条文は、第 28 条第 3 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改めます。附則として、この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行するものであります。

○石崎教育長

議案第 19 号「羅臼町招致外国青年就業規則の一部改正について」説明ありました。ご意見やご質問等ありましたらお願い致します。

○全委員

意見、質問等は特になし。

○石崎教育長

議案第 19 号「羅臼町招致外国青年就業規則の一部改正について」は可決とさせていただきます。

●議案 第20号 羅臼町スポーツ文化活動派遣費助成規則制定について

○石崎教育長

議案第20号「羅臼町スポーツ文化活動派遣費助成規則制定について」担当から説明をお願いします。

○社会教育課長

追加議案の1ページをお願い致します。議案第20号羅臼町スポーツ文化活動派遣費助成規則を別紙のとおり制定したいので意見を求めるものであります。

制定理由でございます。現在、羅臼町における児童生徒のスポーツ・文化活動の状況を見ると、スポーツクラブやピアノ教室等、有償の団体に所属している子どもも多く、多様な形態で子ども達のスポーツ・文化活動が行われていることから、派遣助成対象を「社会教育団体及び団体に所属する個人」に限定した現状の規則のままでは対応が出来ない大会等が発生してきており、派遣費の目的である町民の心身の健全な育成と技術及び文化の振興が満足に図られない可能性があるため、規則を改正し、より効果的に派遣助成を利用できるよう羅臼町各種教育団体派遣費助成規則の全部を改正し、羅臼町スポーツ文化活動派遣費助成規則を整備するものでございます。

説明の都合上、新旧対照表でご説明させていただきますのでよろしくお願い致します。追加議案参考資料7ページの資料2をご覧ください。今回の規則制定につきましては、新規での規則制定としていますが、実際には過去からありました「羅臼町各種教育団体派遣助成規則」の一部改正となっております。規則名を「羅臼町各種教育団体派遣助成規則」から「羅臼町スポーツ文化活動派遣費助成規則」に変更することから、条例規則改正方法に則り、全部改正という形にさせていただきたいと思っております。規則改正の概要は、第1条の目的では、「社会教育団体」の文言を削除しています。第2条は「定義」から「補助対象者等」に変更します。現状では社会教育団体に属する方を対象にしていたましたが、改正後は、羅臼町内に所在地を有する団体及び羅臼町立小学校、羅臼町立中学校、北海道羅臼高等学校に在学する児童生徒並びに引率者とし、引率者については、羅臼町内に住所を有し、且つ居住している個人とするが、羅臼町内の学校に勤務する教員の場合はこの限りではないとしています。

追加議案参考資料の8ページをお願い致します。第7条「調査及び報告」では、社会教育関係の文言を削除しています。

追加議案参考資料1ページから6ページの資料1では、今回制定する規則の全文を記載していますので、後ほどお目通し願います。

根管内他市町の派遣費助成規則では、対象団体に制限を設けておらず、社会教育団体以外に所属する子ども達も対象となっております。このことから、居住地による各家庭の費用負担格差を減らすことや、派遣費規則の目的である町民の心身の健全な育成と技術

及び文化の振興が満足に図られない状況が発生する懸念があるため規則を改正し、より効果的に派遣費を利用できるよう環境整備を図る必要があると考えておりますので、よろしくお願い致します。

○石崎教育長

議案第20号「羅臼町スポーツ文化活動派遣費助成規則制定について」説明がありました。ご意見やご質問等ありましたらお願い致します。

○佐々木委員

具体的な助成内容を確認させてください。

○社会教育課長

スポーツに関しては、地区大会を勝ち上がった後の、全道大会や全国大会が対象になります。助成内容は、子ども達、引率者の交通費や宿泊代等です。

これまでは、有償の合同スポーツチームや、ピアノ教室等の社会教育団体以外からの申請はお断りをしていましたが、今回の規則制定により対象が拡大されることとなります。

○佐々木委員

助成額に上限はありますか。

○社会教育課長

宿泊費、交通費等の項目ごとに上限を定めています。

○佐々木委員

何に対して上限額はいくらという規則が別にあるということですか。

○石崎教育長

細則として、宿泊費、交通費、活動費等を定めています。1泊の宿泊費はいくらまで等、それぞれの項目ごとに上限を定めています。合計額に上限はありません。それぞれの項目の範囲内で日数に応じた額が助成されます。

これまでは、各種教育団体派遣助成という規則でしたので、社会教育団体に対しての助成でした。そのため個人の活動は対象外でしたが、今後はスポーツ文化に関わらず優秀な成績を収めた子ども達を応援したいという趣旨となっています。

議案第20号「羅臼町スポーツ文化活動派遣費助成規則制定について」は可決とさせていただきます。

●報告 第7号 令和6年度一般会計補正予算（専決）について
（令和7年第2回臨時会報告）

○石崎教育長

報告第7号「令和6年度一般会計補正予算（専決）について（令和7年第2回臨時会報告）」担当から説明をお願いします。

○学務課長

議案の5ページをお願い致します。報告第7号「令和6年度一般会計補正予算（専決）について（令和7年第2回臨時会報告）」であります。令和7年第2回臨時会にて報告し承認を得たものになります。今回の専決年月日は令和7年3月31日となっております。

歳出です。8款：教育費、1項：教育総務費、2目：事務局費、事業名：その他教育委員会事務局に要する経費、8節：旅費を537千円減額、8款：教育費、1項：教育総務費、3目：義務教育振興費、事業名：教育コンピューターに要する経費、13節：使用料及び賃借料を1,522千円減額、8款：教育費、1項：教育総務費、3目：義務教育振興費、事業名：教科書・指導書に要する経費、17節：備品購入費を444千円減額、8款：教育費、1項：教育総務費、4目：教職員厚生費、事業名：教職員住宅の管理に要する経費、10節：需用費を1,000千円減額です。

6ページをお願い致します。8款：教育費、2項：小学校費、1目：学校管理費、事業名：小学校の管理に要する経費、3節：職員手当等を501千円、10節：需用費を3,358千円、合計3,859千円減額、8款：教育費、2項：小学校費、2目：教育振興費、事業名：小学校教育振興に要する経費、19節：扶助費を1,077千円減額、8款：教育費、3項：中学校費、1目：学校管理費、事業名：中学校の管理に要する経費、10節：需用費を1,078千円減額、8款：教育費、3項：中学校費、2目：教育振興費、事業名：中学校教育振興に要する経費、19節：扶助費を963千円減額です。

7ページをお願い致します。8款：教育費、4項：幼稚園費、1目：幼稚園管理費、事業名：幼稚園の管理に要する経費、8節：旅費を303千円、10節：需用費を300千円、合計603千円減額です。ここまでは事業確定に伴う減額補正となっております。

6ページの上段をお願い致します。8款：教育費、1項：教育総務費、6目：教育支援費、事業名：地域おこし協力隊に要する経費、羅臼高等学校の魅力化コーディネーターとして、地域おこし協力隊を募集してきましたが採用に至らなかったため、全額を減額補正したものであります。総額で4,110千円となっております。

○社会教育課長

7 ページをお願い致します。8 款：教育費、5 項：社会教育費、1 目：社会教育総務費、事業名：地域おこし協力隊に要する経費、5, 4 1 0 千円の減額補正です。羅臼町地域スポーツ推進コーディネーターとして、地域おこし協力隊を募集してきましたが採用に至らなかったため、全額を減額補正するものであります。事業確定に伴う減額補正として、8 款：教育費、5 項：社会教育費、1 目：社会教育総務費、事業名：生活・文化を高める事業に要する経費、7 節：報償費を 6 7 1 千円減額、8 款：教育費、5 項：社会教育費、2 目：図書館費、事業名：図書館管理運営に要する経費、1 0 節：需用費を 1, 5 9 9 千円減額、8 款：教育費、5 項：社会教育費、4 目：文化財保護調査費、事業名：郷土資料館に要する経費、1 4 節：工事請負費を 9 4 6 千円減額です。

8 ページをお願い致します。8 款：教育費、6 項：保健体育費、5 目：温水プール管理費、事業名：温水プール管理運営に要する経費、1 4 節：工事請負費を 1 4 3 千円減額です。

○学務課長

8 款：教育費、6 項：保健体育費、6 目：給食センター管理費、事業名：給食センター管理運営に要する経費、3 節：職員手当等を 1, 0 1 8 千円、1 0 節：需用費を 6 4 1 千円、1 4 節：工事請負費を 2 2 0 千円、事業の確定に伴い合計 1, 8 7 9 千円の減額補正であります。

○石崎教育長

報告第 7 号「令和 6 年度一般会計補正予算（専決）について（令和 7 年第 2 回臨時会報告）」説明がありました。ご意見やご質問等ありましたらお願い致します。

○佐々木委員

地域おこし協力隊 2 名が採用に至らなかったということですが、問い合わせ等ありましたか。

○学務課長

高校魅力化については 2 件ほど問い合わせがありましたが、連絡が途絶え採用には至りませんでした。今年度についても継続して募集をしています。

○社会教育課長

スポーツ推進コーディネーターにつきましては、1 件の問い合わせがありましたが辞退されています。今年度に入り 1 名の面接を行いました但不採用となっております。

○佐々木委員

高校魅力化とスポーツ推進コーディネーターの報酬額に差がありますが、理由はありますか。

○石崎教育長

高校魅力化は年度途中から募集を開始し、期間が短いため報酬額が少なくなっています。地域おこし協力隊の報酬は職種に関わらず同額となっています。

他にご意見やご質問等ありましたらお願い致します。

○全委員

意見、質問等は特になし。

○石崎教育長

令和6年度の事業確定に伴う減額補正ということをご理解願います。

報告第7号「令和6年度一般会計補正予算（専決）について（令和7年第2回臨時会報告）」は承認とさせていただきます。

●報告 第8号 新たな小学校及び幼稚園の校名・園名等について

○石崎教育長

報告第8号「新たな小学校及び幼稚園の校名・園名等について」担当から説明をお願いします。

○学務課長

議案の9ページをお願い致します。報告第8号「新たな小学校及び幼稚園の校名・園名等について」報告させていただきます。

お配りしました資料をご覧ください。新たな小学校及び幼稚園の校名・園名等につきましては、本年1月10日から3月10日まで新たな小学校と幼稚園の校名・園名を募集しました。

それぞれ16件の応募があり、3月27日開催の第2回選考委員会において委員みなさんに採点していただき、各5件に絞り込み、その5件について、4月10日から4月30日の期間で町民アンケート調査を実施し、校名378件、園名377件の回答がありました。

小学校・幼稚園ともに、選考委員会の採点では80点以上、町民アンケートの結果では50%前後が「知床未来」となりました。

選考委員による採点や町民アンケート調査の結果を参考に、また、その意見を尊重し、選考委員会として「知床未来」を小学校の校名及び幼稚園の園名に決定しました。

その提案を受け、町として最終的に「羅臼町立知床未来小学校」及び「羅臼町立知床未来幼稚園」とする決定がなされたので報告いたします。

校章・園章につきましては、「町内児童・生徒の関わりを作ることに配慮し、児童・生徒や一般町民をはじめ広くデザインを募集する」公募型、公募をせずにデザイナー等の専門家に委託型などが考えられますが、今回、「知床未来」を校名・園名に決定したことから、知床未来中学校の校章を小学校・幼稚園に応用し、幼小中を統一的にすることとしましたので報告いたします。

本来であれば、教育委員会にお諮りし、総合教育会議で協議をした上で決定することになると思いますが、名称等選考委員会と町民アンケートの結果を尊重しておりますのでご理解をいただき、今回のご報告とさせていただきたいと思います。

○石崎教育長

報告第8号「新たな小学校及び幼稚園の校名・園名等について」説明がありました。ご意見やご質問等ありましたらお願い致します。

○全委員

意見、質問等は特になし。

○石崎教育長

校歌、園歌の進捗状況について報告をお願いします。

○学務課長

校歌と園歌につきましては、選考委員会の中から加藤登紀子さんをお願いできないかというご意見があり、4月11日に町長が東京に出張した際に加藤さんの事務所に伺い、校歌、園歌制作の打診をさせていただいたところ、快諾していただくことができました。今後、作詞作曲に入っていただきます。加藤さんにつきましては、明日5月29日に斜里町で収録があり、翌30日に羅臼町に入り、各学校・幼稚園を訪問し交流をしていただくことになっています。交流により羅臼町と学校のイメージを膨らませていただければと思っています。校歌、園歌の完成予定は今年の年末までとなっています。

○石崎教育長

校名、園名、校歌、園歌、校章、園章については、学務課長からの説明のとおり、選考委員会と町民アンケートの結果を尊重していますので、特段ご意見等がなければご報告させていただいた内容とさせていただきたいと思います。

○佐々木委員

町広報等により住民周知は行いますか。

○学務課長

6月10日の広報で、校名、園名、校歌、園歌、校章、園章について周知する予定です。本日の教育委員会での報告、5月30日の臨時議会後の議員懇談会での報告を行った上で6月10日の広報を発行したいと思います。

○石崎教育長

校章、園章は統一感を持つというしっかりとした理由があります。それぞれ一つになる幼稚園、小学校、中学校、高校が一体的になっていくものと思います。

報告第8号「新たな小学校及び幼稚園の校名・園名等について」は承認とさせていただきます。

●報告 第9号 諸会議・諸行事について

○石崎教育長

報告第9号「諸会議・諸行事について」担当から説明をお願いします。

○学務課長

議案の10ページをお願い致します。報告第9号「諸会議・諸行事について」です。

議案の11ページをお願い致します。6月から7月の主な予定を記載しています。学務課所管事項です。6月8日に知床未来中学校体育祭が行われます。6月12日に羅臼町防災訓練が行われます。6月15日に羅臼小学校の運動会が行われます。6月17日から19日の期間で第2回定例議会が開催されます。6月18日から20日には釧路教育大境ゼミ中学校視察が行われます。6月21日に初任・新規転入教職員等「知床学研修」として羅臼湖トレッキングを行います。6月23日から25日の期間、特別支援の関係で葵学園の丸山先生に学校訪問をしていただきます。6月24日に丸山先生による特別支援教育研修会を行います。6月の教育委員会は25日を予定していましたが、6月20日の午後1時30分からに変更させていただきたいと思います。7月3日から6日まで釧路教育大境ゼミ学校体験が各小学校で行われます。7月5日に教職員研修として洋上クルージングを予定しています。7月6日は春松小学校・春松幼稚園合同運動会が行われます。高校の夏季休業は7月25日から8月18日までとなっています。幼小中の夏季休業は7月26日から8月19日までとなっています。7月の教育委員会は30日を予定しています。

○社会教育課長

議案の12ページをお願い致します。社会教育課、図書館、郷土資料館所管事項です。6月5日、12日、19日、26日、7月3日、18日に水産教室を行います。6月7日は知床Kidsの開級式を行います。6月17日、7月15日にこまぐさ学級を行います。7月27日に根室市で民謡のつどいが開催されます。7月30日から8月4日に第41回ふるさと少年探険隊を予定しています。郷土資料館につきましては、7月4日に札幌市で北海道博物館大会が行われます。

○石崎教育長

報告第9号「諸会議・諸行事について」説明がありました。ご意見やご質問等ありましたらお願い致します。

○全委員

意見、質問等は特になし。

○石崎教育長

報告第9号「諸会議・諸行事について」は承認とさせていただきます。

以上で議事は終了となります。

【その他】

●教育指導主幹通信について

○石崎教育長

その他として、教育指導主幹通信について説明をお願いします。

○横澤主幹

今回は、静岡大学教職大学院の武井敦史教授による『「かけがえのなさ」の危機～竹下文子(文)、町田尚子(絵)『なまえのないねこ』より～学校づくりのスパイス』をご紹介します。

この絵本に出てくるのはごくありふれた日常ですが、そこから伝わってくるのは「私たちは誰もが自分のことを『かけがえのない存在』として認識してくれる誰かを必要としているのだ」、というシンプルで力強いメッセージです。「絵本」という商品はマーケティングの視点から見ると、ちょっと特殊な性格を持っています。それは読者の主対象が子どもであっても、それを選んで購入するのは、ほとんどの場合大人であるということです。だから、その内容が子どもに受けると同時に大人受けもしないとヒットするのはむずかしいはずです。現代社会では、自分の固有性を感じとれる関係は少なくなっているからです。自分が一生懸命やっている仕事も、他の誰かがやってもそれほど大差なくできるだろう、ということは否が応でも知らざるを得ません。とりわけ、ネットの社会では、気を引こうとするためには極端なメッセージが要ります。「かけがえのなさ」の危機は、学校のあり方とも無関係ではないはずです。昨今の学校では児童・生徒に対しては、すべて「〇〇さん」というように、名字に「さん」づけで呼ぶ慣行が定着してきています。ニックネームで呼ばれて不快に感じる児童・生徒の感情やジェンダーバイアスに配慮してのことでしょう。それで問題が起こることもまずないだろうし「子どもはすぐに慣れる」というのはある程度本当のことでしょう。けれども筆者は、そこに一抹の寂しさを感じます。というのも「〇〇さん」という名は、多くの子どもにとって、学校に入るまで自分に対する呼び名としては、ほとんど耳にすることのなかったものであったはずだからです。ある子どもが学校で「〇〇さん」という呼び方で呼ばれるとき、それは不特定多数の児童・生徒の一人を意味するものであり、一個の人格に対するメッセージとして心に響くことは少なくなるはずです。一方でニックネームには、

(その善し悪しは別として) 少なくともその個人の固有性を表現する「意味」があります。誤解を恐れずにいうならば、教師が児童・生徒を分け隔てなく平等に扱おうとすればするほど、当の子どもは自分の固有性を教師との関係から感じとることはむずかしくなるはずです。現代社会では形式的公平感が強調される分だけ、大人も子どもも、「かけがえのなさ」を感じにくくなってしまっているのではないのでしょうか。せめて児童が

小さいうちは、保護者の同意を得たうえで学校内では児童を下の名前で呼び捨てにしてみてもいいのでしょうか？ということです。

関連した資料としてお配りした、小学校における呼名と学級経営をご覧ください。武井教授が紹介している論文です。日本女子大学大学院と日本女子大学の学生さんが10年程前に書いた論文です。この論文の問題点は調査対象の児童数が少ないということです。

一般的に丁寧な呼び方として推奨されるのは、「苗字」や「さん付け」であるが、実際の小学校教諭は子どもをさまざまな呼び方で呼んでいるということが分かった。また、「苗字」や「さん付け」に比べ、「名前」や「呼び捨て」など親しさを感じられる呼び方のほうが、学級風土が高いという結果となった。呼び方ひとつであっても、子どもたちは、自分が教師からどのように扱われているかということに敏感である。たった数秒の何気ないことであるが、子どもたちとの関わりの中だけでは毎日交わされるものである。自分が子どもたちをどう呼んでいるかどうかをしばしば振り返ることも、学級づくりの一視点として良い効果をもたらすのではないだろうか。本稿では触れられなかった点として、「なぜ、さん付けが推奨されているのか」がある。人権や男女平等の意識から、「さん付け」を条例化している自治体がある。しかし、なかなか浸透しないという現実を今回の調査が示唆していた。質問紙を再構成し、信頼性の高いデータにするとともに、なぜ「苗字」や「さん付け」で呼ぶことを推奨しているのかをインタビュー調査したり、実際の事例も含めたりし、より考察を深めたいということが書かれています。

低学年のうち、名前で呼んだ方がよいのかなと思いましたのでご紹介させていただきました。小学校では「さん付け」で呼びましょうということになっています。私は中学校の教員経験がありますが、授業時間は「苗字にさん付け」で呼び、普段は「名前」で呼んでいました。授業では一個の人格として扱い、普段は呼び方を変えていました。

主幹通信の裏面下段をご覧ください。令和7年度全国学力・学習状況調査の自校採点を載せています。全国平均等は発表されていませんが、国語が難しかったのではないかと思います。7月上旬には結果が発表されますので、分析した上で秋口には教育委員の皆さんに提示したいと思います。

○石崎教育長

主幹通信についてご確認、ご質問等がありましたらお願い致します。

○全委員

確認、質問等は特になし。

○石崎教育長

事務局から連絡報告等がありましたらお願いします。

○学務課長

次回の教育委員会は日程を変更し、6月20日午後1時30分からとなっていますのでよろしくお願い致します。

○石崎教育長

以上で令和7年第6回教育委員会を終了させていただきます。